さいたま市水道局建設工事等一般競争入札（事後審査型）要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、さいたま市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事並びに工事に伴う設計、調査及び測量の業務（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札における入札参加資格の確認を入札後に行う場合（以下「事後審査型」（埼玉県電子入札共同システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）の手続について、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第２条　事後審査型により入札を行う建設工事等は、原則として、次の各号に掲げる請負契約を締結しようとする場合を除くものとする。

⑴　設計金額１千万円未満の建設工事等の請負契約

⑵　さいたま市水道局建設工事総合評価方式試行要綱（平成３１年水道局制定。以下「試行要綱」という。）第３条第１項第１号及び第２号に規定する型式による建設工事の請負契約

⑶　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の規定の適用を受ける建設工事等

（告示）

第３条　事後審査型により行う一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の告示には、入札参加資格、入札参加資格の確認方法、その他必要と認める事項を掲載するものとする。

（電子入札システムによる入札参加）

第４条　埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）によりダイレクト入札に参加しようとする入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

２　前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

（落札候補者の決定）

第５条　事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格で入札した者または試行要綱第９条の２第１号及び第２号で算出された評価値が同一となる第一順位者（試行要綱第９条の２第３号本文に規定する第一順位者を含む。）（以下「最低価格入札者等」という。）を落札候補者とし、次条の入札参加資格の確認を終了するまで落札を保留する。

２　前項の最低価格入札者等は、次の者とする。

⑴　最低制限価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者

⑵　調査基準価格を定めている場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格以上の価格で入札した者（さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱（平成１３年５月１日設定）に基づく調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められた者を含む。）

（入札参加資格の確認申請等）

第６条　事後審査型一般競争入札に参加した者のうち、落札候補者となった者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後３時までに、さいたま市水道局建設工事等契約事務取扱要綱（平成１８年４月１日設定）第９条に規定する書類を管理者に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

２　管理者は、入札参加資格の有無について確認をした結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認めた場合には、落札候補者の行った入札を無効とし、新たな落札候補者を決定し、前項の規定と同様の手続を行うものとする。

３　落札候補者が第１項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格審査のために必要な指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

４　管理者は、前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると認めるときは、さいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に係る措置を講ずるものとする。

（落札者の決定等）

第７条　落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して３日（休日を除く。）以内に行うこととし、落札候補者が入札参加資格を有すると確認した日をもって落札を決定するものとする。

（落札者への通知）

第８条　管理者は、第６条に基づく審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。ただし、紙入札の場合の落札決定通知は、一般競争入札参加資格等確認結果通知書兼落札者決定通知書（様式第１号）により、落札候補者に通知するものとする。

２　落札候補者を落札者としなかった場合には、一般競争入札参加資格等確認結果通知書（様式第２号）により、落札候補者に通知するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めのない事項については、さいたま市水道局契約事務規程（平成１３年さいたま市水道部企業管理規程第３４号）、さいたま市水道局建設工事等契約事務取扱要綱、さいたま市水道局建設工事等低入札価格取扱要綱、さいたま市水道局建設工事等最低制限価格取扱要綱及びさいたま市水道局建設工事等請負業者入札参加停止要綱に定めるほか、管理者が別に定める。

附　則

１　この要綱は、公布の日から施行し、平成２１年１月２７日から適用する。

２　さいたま市水道局建設工事一般競争入札（事後審査型）試行要綱（平成１９年６月１日設定）は、廃止する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

様式第１号（第８条関係）

水業管第　　号
年　　月　　日

様

さいたま市水道事業管理者　　印

一般競争入札参加資格等確認結果通知書兼落札者決定通知書

先に入札のあった下記工事（業務）の一般競争入札参加資格等確認申請について、入札参加資格があると確認され、併せて落札者と決定したので通知します。

記

１　公 告 年 月 日

２　工事（業務）名

３　工事(業務)場所

４　入札の場所及び日時
（１）入札場所

（２）日　　時

５　契約保証金の取扱い

様式第２号（第８条関係）

水業管第　　号
年　　月　　日

様

さいたま市水道事業管理者　　印

一般競争入札参加資格等の確認結果通知書

先に入札のあった下記工事（業務）の一般競争入札参加資格等確認申請について、入札参加資格がないと確認されたので通知します。

記

１　公 告 年 月 日

２　工事（業務）名

３　工事(業務)場所

４　入札の場所及び日時
（１）　入札場所

（２）　日　　時

５　入札参加資格がないと認めた理由